平成２６年（フ）第２０９号
神戸市西区王塚台５丁目75番地　トキワ荘106号、前住所神戸市西区玉津町今津564番地の５
債務者　村田　　惠
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２１０号
兵庫県明石市魚住町住吉４丁目８番34―104号
債務者　早雲　　勝
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２１３号
兵庫県明石市二見町西二見546番地の４、前住所兵庫県明石市二見町西二見2153番地の１シャトレふたみ101号
債務者　岩本　花子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第４０８号
兵庫県加古郡播磨町西野添５丁目12番16号
債務者　カーショップＦＲＥＥＤＯＭこと　関　禎志
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４０９号
兵庫県加古郡播磨町西野添５丁目12番16号
債務者　関　　律子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４３８号
兵庫県姫路市北条梅原町３番地　インタパレス北条209号
債務者　柳浦美智江
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２８８号
奈良県天理市荒蒔町210番地４
債務者　脇田　静子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１１１号
鳥取県鳥取市古海635番地11
債務者　河口　延夫
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１２号
鳥取県鳥取市古海635番地11
債務者　河口　幸江
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７７８号
広島市南区出島１丁目16番３―327号
債務者　花房あつ子（旧姓滝野）
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９２号
広島市中区大手町５丁目16番４―402号
債務者　平賀　雄三
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８００号
広島県東広島市高屋高美が丘９丁目29番１―304号　県営西高屋住宅
債務者　丸田　義幸
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４３号
山口県下関市一の宮町３丁目６番20号　クオリティビラージュ23―307号
債務者　後田　誠一
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
愛媛県四国中央市土居町北野甲1168番地１、前住所愛媛県四国中央市土居町土居225番地１　第１続木マンション36号
債務者　岡崎ひかり
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１２１号
愛媛県新居浜市又野２丁目４番47号、前住所愛媛県新居浜市桜木町12番28号
債務者　秋山　岳志
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第４７号
愛媛県宇和島市別当４丁目４番３号
債務者　芝　麻奈美
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　松山地方裁判所宇和島支部